



2023年2月7日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 池 崎 久 也
(コード番号 7989 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長 小 野 寿 也
(TEL. 03-5484-6142)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月30日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年3月30日(予定)

以上

(別紙)

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第41条 (現行どおり)</p>